

待望の
改訂増補版!

改正民法に即して、
“実務への影響”を
分かりやすく解説!

改訂増補版

弁護士が弁護士のために説く 債権法改正

改訂増補版

弁護士が
弁護士のために説く
債権法改正

東京弁護士会法友全期会
債権法改正特別委員会 編著

改正民法に即して
“実務への影響”を
分かりやすく解説!

平成29年6月公布
改正民法対応版!

第一法規

[編著] 東京弁護士会法友全期会 債権法改正特別委員会

A5判/456頁 定価：本体3,200円+税

本書の特長

- ◆立法趣旨や実務上の問題点を弁護士の視点から一読で把握!
- ◆「法案」部分を平成29年6月2日に公布された「改正民法」へ全面差替え!
- ◆暴利行為、保証等、国会での附帯決議による影響があった部分の解説の補充!

姉妹書
事例編

弁護士が
弁護士のために説く
債権法改正

事例編

東京弁護士会法友全期会
債権法改正特別委員会 編著

債権法改正に関連する問題を
具体的な事例に即して解説!
弁護士が自身のケースにあてはめる際の
一助となる一冊!

第一法規

目次(抜粋)

- | | | | |
|-------------------|---------------|-----------------|----------|
| 第1 公序良俗(民法第90条関係) | 第13 危険負担 | 第25 更改 | 第37 雇用 |
| 第2 意思能力 | 第14 受領遅滞 | 第26 契約に関する基本原則 | 第38 寄託 |
| 第3 意思表示 | 第15 債権者代位権 | 第27 契約の成立 | 第39 組合 |
| 第4 代理 | 第16 詐害行為取消権 | 第28 定型約款 | 第40 その他 |
| 第5 無効及び取消し | 第17 多数当事者 | 第29 第三者のためにする契約 | 附則 |
| 第6 条件及び期限 | 第18 保証債務 | 第30 売買 | |
| 第7 消滅時効 | 第19 債権譲渡 | 第31 贈与 | 法令索引 |
| 第8 債権の目的(法定利率を除く) | 第20 有価証券 | 第32 消費貸借 | 判例索引 |
| 第9 法定利率 | 第21 債務引受 | 第33 貸貸借 | 編集後記 |
| 第10 履行請求権等 | 第22 契約上の地位の移転 | 第34 使用貸借 | 執筆者一覧 |
| 第11 債務不履行による損害賠償 | 第23 弁済 | 第35 請負 | 編者プロフィール |
| 第12 契約の解除 | 第24 相殺 | 第36 委任 | |



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

わかりやすく

【改正民法】【現行条文】【解説 (▶立法趣旨 ▶実務上の留意点)】の順に掲載しています。

内容見本

第1 公序良俗 (民法第90条関係)

第1 公序良俗 (民法第90条関係)

【改正民法】

(公序良俗)

第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

【現行条文】

(公序良俗)

第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

■ 解説

▶立法趣旨

民法90条によって効力が否定される行為は公序良俗に反する事項を目的とする法律行為とされているが、「事項を目的とする」という文言は、文理からは、法律行為の内容が公序良俗に反する場合を指すとも解し得る。しかし、その後の裁判例において、公序良俗に反するかどうかは法律行為の内容のみによって判断されるのではなく、法律行為が行われた過程その他の諸事情が考慮されている。このことを条文上も明示するため、改正民法では、民法90条のうち「事項を目的とする」という部分を削除し、端的に公序良俗に反する法律行為を無効とする旨の規定に改めるものである。

法制審議会における検討過程においては暴利行為について条文化することも検討されたが、条文化における規律のあり方について意見がまとまらず、条文化は見送られることとなった。しかし、衆議院および参議院の附帯決議で、政府は「情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めた社会経済状況の変化による契約被害が増加している状況を踏まえ、(下線部は参議院で追加) 他人の窮迫、軽率又は無経験を利用し、著しく過大な利益を獲得することを目的とす

収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。

『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

る法律行為、いわゆる「暴利行為」は公序良俗に反し無効であると明示することについて、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討することにつき特別の配慮を求められている。

▶実務上の留意点

これまでの実務を踏襲した改正であって、実務上の影響は小さいものといえる。暴利行為についての条文化は見送られることになったものの、これまで同様改正民法を根拠として無効とされる可能性があり、結局改正民法の解釈論に委ねられることになる。

なお、岐阜地大垣支判平成21年10月29日消費者法ニュース83号199頁(29008910)は、アルツハイマー型認知症を発症している高齢者にその制作した美術品を外国の美術展に出展させる契約及びその写真を書籍に掲載する契約を締結させたという事案で、本件契約は被害者の無思慮に乗じて不当な利益を得た暴利行為、非良心的行為として公序良俗に反し無効であると判示した。いわゆる現代型暴利行為が条文化された場合には、このような判決が多く出されることになる。

(小井土 直樹、稲村 晃伸)

第2 意思能力

【改正民法】

第3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

【現行条文】

新設

姉妹書『弁護士が弁護士のために説く 債権法改正 事例編』も好評発売中!

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 債権法改正増補

検索

CLICK!